

2019 年度課題別研修「スポーツを通じた障害者の社会参加の促進」コース フォローアップ調査委託業務概要

1. 当該調査の概要

(1) 調査名：

2019 年度 課題別研修「スポーツを通じた障害者の社会参加の促進」コースに係るフォローアップ調査

(2) 調査実施期間（予定）：

2019 年 11 月中旬 ～ 2019 年 11 月下旬を想定。契約交渉時に協議の上決定する。

(3) 履行期間（予定）：

2019 年 11 月上旬 ～ 2020 年 1 月中旬を想定。契約交渉時に協議の上決定する。

(4) 調査対象国：

ウズベキスタン

(5) 調査目的：

- ① 帰国研修員、及びその配属先関係者へのインタビューや活動現場視察を通じ、研修員の現場を取り巻く現場の具体的状況、ニーズを直接把握し、本課題別研修のカリキュラム改善や帰国研修員のフォローアップ策を検討する。
- ② 障害者スポーツに係るセミナー等の開催により、帰国研修員の帰国後の取り組み支援、及び研修員の能力強化を通じて、ウズベキスタン国内のスポーツを通じた障害者の社会参加促進の質の改善を図る。

(6) 調査背景：

ウズベキスタンは 1991 年の独立以降、民主化と経済発展が進む一方で、社会サービスの低下や都市部と地方部との格差拡大が課題となっている。特に市場経済化の中で不利な立場に置かれる社会的弱者層の自立支援は重点課題となっており、障害者の社会参加促進に向けた協力が求められている。同国政府は、約 78 万人もの障害者を含む社会的弱者に対する質の高いサービス提供に向けた改革に取り組んでいるが、障害者の社会復帰には目覚ましい進展が見られない状況である。

JICA 東北が 2016 年より所管している課題別研修「スポーツを通じた障害者の社会参加の促進」において、スポーツをツールとした障害者の社会参加促進に向けて一定数の指導者育成がなされている一方、帰国後の研修員活動においては同国の環境都合等により、新たに課題が発生するなど、活動に影響がある状況が見受けられる。これらの課題解決に向けて、フォローアッププログラムとして対象国における状況調査、並びに障害者スポーツに係る現地セミナーの開催を通じ、帰国研修員の能力強化が求められている。

同様に同課題別研修は 2020 年度以降の実施も予定していることから、研修カリキュラムの改善を行うため、フォローアップ調査を実施することになった。

(7) 使用言語：英語、日本語またはロシア語

当該言語で調査を行うこととするが、機構は日本語⇄ロシア語通訳を手配する。

(8) 契約金額：

機構が定める研修実施経費基準に基づき積算した見積書をもとに、契約交渉を経て決定する。

2. 委託業務の範囲及び内容

(1) 本調査においては、次の担当業務、日数を想定している。

- ① 担当業務：研修計画/スポーツを通じた障害者の社会参加促進手法指導
- ② 業務の種類：調査団参団
- ③ 業務日数：準備期間 5 日、現地業務期間 7 日、整理期間 5 日

(2) 本調査においては、次の活動実施を予定している。

① 卓球バレー等障害者スポーツに係るセミナーの開催（複数回）

卓球バレー等のスポーツをツールとした障害者の社会参加促進方法について、実務者向けのセミナーを実施する。セミナーでは、卓球バレー等スポーツの具体的手法、スポーツが社会参加に果たす役割とその重要性等について紹介する。

② 帰国研修員フォローアップワークショップの開催

本邦研修で研修員が作成したアクションプランの進捗や帰国後の活動状況、またそれらにおいて本研修で得たことがどのように活用できたのか等を発表、帰国研修員間で共有することを通じ互いの経験から学びあう機会とするとともに、研修カリキュラムの改善検討に活用する。

③ 現地研修員職場訪問

帰国研修員職場を訪問し、取り組みの現状を理解する。また、障害者スポーツに係るセミナー開催の参考とする。

上記活動等を通じ、帰国研修員の取り組みが促進されるよう支援するとともに、JICAによるスポーツを通じた障害者の社会参加促進について対外成果発信、及びウズベキスタン国内のスポーツを通じた障害者の社会参加促進の質の改善を図る。

(3) 本業務の業務従事者は、課題別研修の仕組み、手続き及びこれまで実施された課題別研修

「スポーツを通じた障害者の社会参加の促進」の内容を十分に把握の上、調査団員として派遣される JICA 職員等と協議、調整しつつ、担当分野に係る研修フォローアップ調査実施のために必要な以下の業務を行う。また、本業務従事者は、他調査団員の担当業務を含めた報告書（案）全体の取りまとめを行う。具体的業務事項は以下の通りとする。

① 事前事後、及び調査期間全体

(ア) 調査実施全般に関する業務として以下の業務を行う。

- i. 調査実施に必要な経費の見積り、精算
- ii. 当機構その他関係機関との連絡・調整

- iii. 帰国研修員との連絡・調整
- iv. 調査日程調整及び日程表の作成
- (イ) ワークショップ、セミナー開催に関する業務として以下の業務を行う。
 - i. 講師の選定・確保
 - ii. 講師へのセミナー依頼文書の発出
 - iii. ワークショップ、セミナー会場の手配、精算
 - iv. セミナーテキスト、資機材、参考資料の準備・確認（翻訳依頼、印刷、著作権処理を含む）
 - v. セミナー実施時の講師への対応
 - vi. 講師謝金の支払い
- (ウ) 調査団員、及び関係者との打ち合わせや対処方針会議等に参加する。

② 国内準備期間（2019年11月上旬）

- (ア) 過去の当該課題別研修実施実績、研修員アクションプラン、研修評価会資料、モニタリングシート、業務完了報告書等を把握の上、現地調査で収集すべき情報を検討し、調査項目票の作成、フォローアップ対象となる帰国研修員に対する質問票（案）を作成する。
- (イ) 現地で開催するワークショップ、セミナー開催内容を把握の上、必要な開催準備支援を行う。ワークショップ、セミナーの進行・ファシリテーション方法については予め具体的に検討を行う。

③ 現地業務期間（2019年11月中旬～11月下旬）

- (ア) JICA ウズベキスタン事務所、調査団員等との打ち合わせに参加する。
- (イ) ウズベキスタン側関係機関との協議、及び現地関係機関視察、帰国研修員職場訪問に参加する。また、議事録を作成する。
- (ウ) ワークショップ、セミナー開催準備状況（会場・各種手配状況・ロジ確認現地関係者との進行最終確認等）、帰国研修員職場訪問に係る手配状況（現場・各種ロジ確認等）を確認する。
- (エ) フォローアップワークショップにおいて進行、帰国後の取り組みを参加者全体で共有、学びあいの場とすべくファシリテーションを行う。また議事録を作成する。
- (オ) セミナーが円滑に実施されるよう現地事務所関係者と共に必要なロジを行う。また、セミナー開催記録を作成する。
- (カ) 帰国研修員職場訪問が円滑に実施されるよう帰国研修員、及び所属先との調整を行う。訪問録を作成する。
- (キ) 担当分野に係る情報・資料収集（研修員帰国後取り組み・実践に関すること）や帰国研修員職場訪問等を通じ、帰国研修員が有する本課題別研修コースに対する改善ニーズ・要望を把握する。
- (ク) フォローアップ調査報告（案）の作成に協力する。

- (ケ) 担当分野に係るフォローアップ調査結果を JICA ウズベキスタン事務所等に報告する。

④ 帰国後整理期間（2019 年 12 月上旬～2020 年 1 月中旬）

- (ア) 今後の本課題別研修コースのより良い運営に向けた改善案の作成に協力する。
- (イ) フォローアップ対象となる帰国研修員に対する質問票の回答内容を整理、分析する。
- (ウ) 帰国報告会、国内打ち合わせに出席し、調査結果を報告する。
- (エ) フォローアップ調査報告書（案）を作成するとともに、他の担当分野の業務従事者が作成する報告書（案）を含めた全体の取りまとめに協力する。

3. 成果品等

本契約における成果品は以下の通りです。

- 担当分野に係る課題別研修フォローアップ調査報告書（案）（和文）
電子データをもって提出することとする。

4. 見積書作成に係る留意点

本業務の積算を行うにあたっては「研修委託契約における見積書作成マニュアル（2019 年 3 月版）」
(https://www.jica.go.jp/activities/schemes/tr_japan/guideline.html) を参照願います。

留意点は以下の通りです。

- (1) 航空券及び日当・宿泊料等
 - ① 航空券は契約に含みます。（見積書に計上してください。）航空経路は、日本⇒タシケント⇒日本を標準とします。
 - ② 日当は委託者、及び講師のみ契約に含みます。
 - ③ 調査団員、帰国研修員、及び現地でのセミナー等参加者の宿泊料は契約に含みません。

5. 特記事項

(1) 業務日程/執務環境

① 現地業務日程

現地業務期間は 2019 年 11 月中旬 ～ 2019 年 11 月下旬を予定しています。

JICA の調査団員は本業務従事者と同時若しくは数日遅れて現地調査を開始し、本業務従事者より数日前に現地調査を終える予定です。すなわち本業務従事者が単独で現地調査を行う期間が発生する可能性があります。

② 現地での業務体制

本業務に係る調査団構成は以下の通りです。

- ア) 総括（JICA）
- イ) 障害者スポーツ指導者（委託者による手配）
- ウ) 研修計画/スポーツを通じた障害者の社会参加促進手法指導（委託者）

③ 便宜供与内容

JICA ウズベキスタン事務所による便宜供与事項は以下の通りです。

- ア) 空港送迎 あり
- イ) 宿舎手配 あり
- ウ) 車両借り上げ 全行程に対する移動車両の提供
- エ) 通訳備上 あり（日本語－ロシア語）
- オ) 執務スペースの提供 なし

(2) その他

- ① 現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA ウズベキスタン事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合には現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取るよう留意することとします。なお、現地業務に先立ち外務省「たびレジ」も渡航予定の業務従事者を登録してください。
- ② 本業務の実施にあたっては「JICA 不正腐敗防止ガイダンス（2014年10月）」
(<https://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>) の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談してください。
- ③ 本業務概要は予定段階のもので、詳細については変更となる可能性もあります。

以上